

議案第1号

建設工事請負変更契約の締結について

次のとおり建設工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年1月14日提出

日野町長 塔 田 淳 一

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 日野町デジタル防災行政無線施設整備工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 既定請負者と変更契約 |
| 3 変 更 前 工 期 | 令和3年3月5日 |
| 4 変 更 後 工 期 | 令和3年3月26日 |
| 5 変更前契約金額 | 金 217,580,000円 |
| 6 変更後契約金額 | 金 221,718,200円 |
| 7 変更による増額分 | 金 4,138,200円 |
| 8 契約の相手方 | 鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1
株式会社 中電工 鳥取統括支社
執行役員支社長 二反田 正克 |

工事変更概要書

1. 工事名	日野町デジタル防災行政無線施設整備工事
2. 工事場所	日野町内
3. 変更前工期	令和3年3月5日
4. 変更後工期	令和3年3月26日
5. 変更前契約金額	金 217,580,000円
6. 変更後契約金額	金 221,718,200円
7. 変更による増額	金 4,138,200円
8. 契約の相手方	鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1 株式会社 中電工 鳥取統括支社 執行役員支社長 二反田 正克

I. 工事内容

本工事は、災害時や平常に迅速かつ的確な情報伝達手段を確保し、住民の安心安全な暮らしを守るため、平成18年より運用してきた防災行政無線設備を更新するものである。なお、防災行政無線設備は、親局設備、中継局設備、再送信子局設備、屋外拡声子局設備及び戸別受信機設備にて構成される。

II. 変更理由

- (1) 親局の操作卓の機能を遠隔操作でき、放送等も行える遠隔制御装置について、災害発生時等に災害対策本部からの情報を迅速かつ的確に発信するために、総務課(防災担当部署)に遠隔制御装置を接続でき、操作が行えるようLAN配線及び配管工事を追加する。さらに、災害等により本庁舎が使用できなくなった場合に備え、役場黒坂支所にも遠隔制御装置を接続でき、操作が行えるよう同様の工事を行う。
- (2) 黒坂の屋外拡声子局及び機器収容函について、現アナログ設備を生かし町公民館屋上に設置する設計であったが、保守点検や故障・緊急時の作業効率・安全面を考慮し、機器のメンテナンスを行う機器収容函のみ建物1階壁面に新設することとしたため、機器収容函設置場所変更に伴う費用を計上する。
- (3) 上菅の屋外拡声子局について、当初既設柱を再利用し屋外拡声子局を更新する予定であったが、詳細に現地調査したところ既設柱の一部に腐食が見られたため、既設柱を撤去し鋼管柱を新設する。

- (4) 役場庁舎屋上に屋外拡声子局を新たに設置するにあたり、当初、作業をローリングタワー(作業用足場)1段分と想定していたが、高所であり、作業員の安全確保を図るため、高所作業車使用料を計上する。
- (5) 戸別受信機の設置に関して、工事実施にあたり詳細にエリア調査を行ったところダイポールアンテナ(屋外アンテナ)の設置を要する世帯数が増加したため、追加部品及び取付工事費を計上する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、戸別受信機に取り付けるダイポールアンテナの納入が遅れしており、工期を延長する。